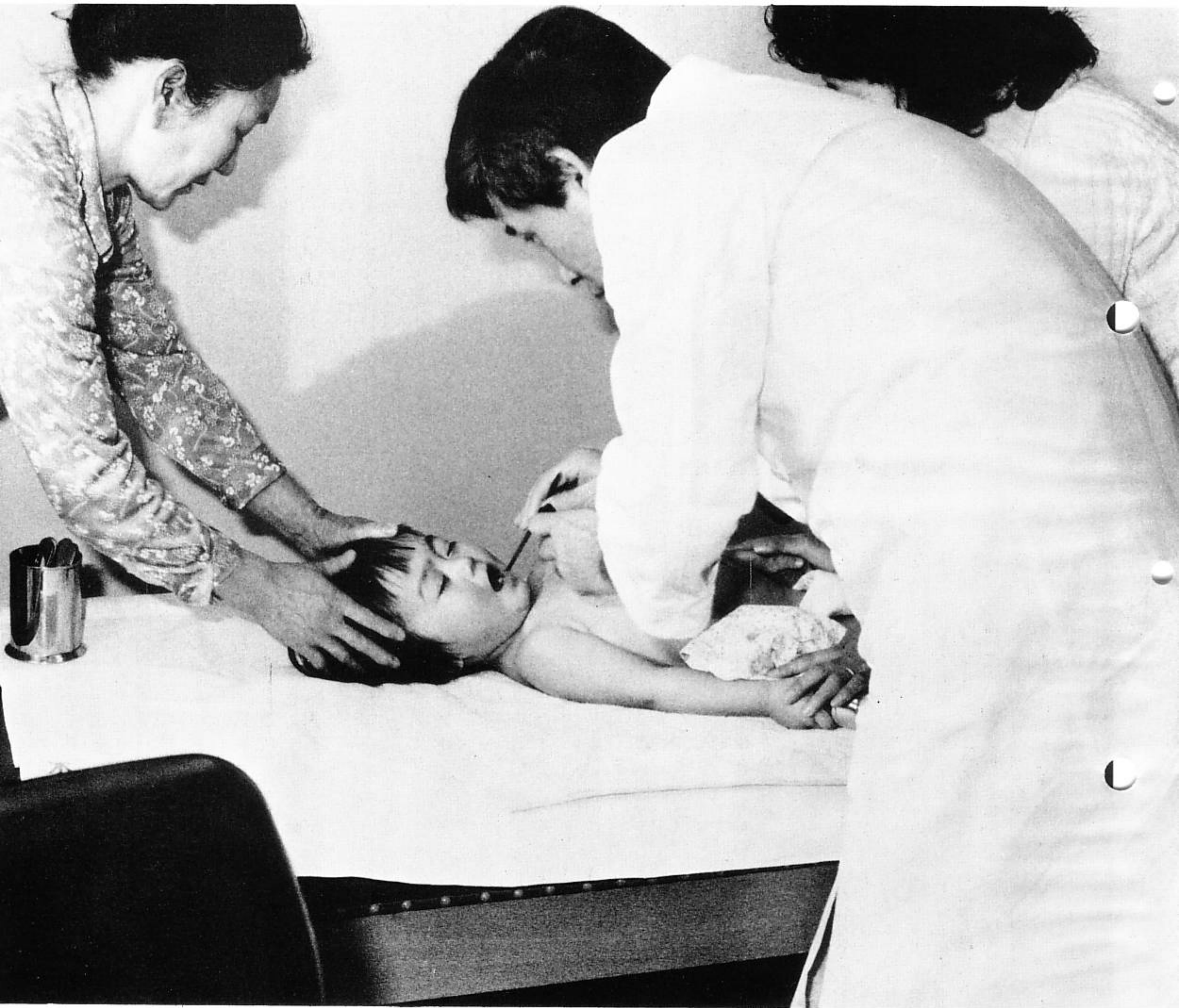


東田利町報

No.299 昭和55年2月1日発行 昭和42年7月21日第3種郵便物認可 毎月1日発行

町の生活目標

1. 町の心は明るいあいさつ
2. きれいな町で健康な暮らし
3. ミエ・ムダはぶいて生活の工夫
4. 学び・働き・助けあう・ゆたかな心



No 299

2/1

《健やかな成長発育を》

1歳半前後は、一般的におしゃべりや歩行などの基本的な行動機能が確立する時期であり、それらの遅れの発見や、これから増加するむし歯の予防など、心身障害発生防止の点から、この時期に健康診査および保健指導を行うことは、大変意義あることとされています。

こうしたことから町では、年4回程度、1歳6カ月児健康診査を実施しており、明日を担う子供たちの健やかな成長発育のために、該当者全員が受診されるよう望んでいます。

(写真……55.1.23 の1歳6カ月児健康診査)

水田利用
再編対策

転作目標面積は128ヘクタール

町水田面積の11.2パーセント



積極的転作で安定した複合経営を

昭和五十五年度の転作等目標面積は、昨年十二月十二日に開催された全県助役会議で各市町村別に示され、本町には百三十三ヘクタールが配分されました。このうち、転作目標面積は百二十八ヘクタールで、前年比一六・二パーセント、水田面積に対する割合は二・二パーセントとなっています。町ではこれを受けて、同月二十二日に水田利用再編対策協議会を開き、その結果をもって同月二十七日には自治会代表者会議を開催、名自治会別に転作目標面積を示し、理解と協力を要請しました。

米の過剰基調
は増加の傾向

米の過剰基調を背景に、米

の需給を均衡させながら米以外の食糧農産物の総合的自給力の向上を図ることを目的に昭和五十三年度から実施されている水田利用再編対策は、農業団体、生産者のご理解とご協力により、毎年目標を上回る実績をあげています。しかし、このような関係者

の努力にもかかわらず、米の過剰は一向に解消しないばかりか、むしろ増加の傾向を見せています。

国では、こうした情勢を考へ、さらに、第二期への円滑な移行を図るということから、第一期三年間は固定する、とされていた転作等目標面積及び事前売渡申込限度数量を、止むを得ない措置として、第一期三年目にあたる昭和五十五年において変えることとなりました。

町として
もこの問題
については、
転作目標面
積は三年間
変わらない
との理解の
もとに協力
してもらっ
てきた農家
の皆さんに
農政不信を
抱かせるこ
とになると
して、国や
県に対し、
「一期三年
間は固定」
の原則を堅

持するよう強く要望してき
ました。しかし、残念ながらこ
の原則が崩され、国では、転
作等目標面積を三十九万一千
ヘクタール、三六・八パーセント、十四万
四千ヘクタールの五十三万五千ヘクタール、
転作率一八・四パーセントとして各都
道府県に配分しました。

秋田県には、本年度の一萬
二千一百一十ヘクタールに比べ五二・八パー
セント増、水田面積の一・一・八パーセントに
当る一萬五千六百ヘクタールが配分さ
れ、これによって県では、昨
年十二月十二日に全県助役会
議を開催、各市町村別の転作
等目標面積を示しました。

水田面積割に
一律配分

転作目標面積百二十八ヘクタール、
通年施行目標面積五ヘクタール、計百
三十三ヘクタール——町では、極めて
遺憾としながらもこれを受け、
同月二十二日に町水田利用再
編対策協議会を開き、五十四
年度の実績等を参考にしなが
ら、配分方針や推進策などに
ついて検討してもらい、その
結果をもって同月二十七日、
町開発センターに自治会長、
町開発センターに自治会長、
協同班長、共済部長に参集願
い自治会代表者会議を開催、
配分方針や補助推進策などの

説明をするとともに各自治会
別の転作目標面積を示し、理
解と協力を要請しました。

① 配分の基本方針は、
た全農家に対して水田面積
割に一律配分する。

② 通年施行や道路用地等に
よる買収、その他による基
礎水田面積の異動にかかる
転作目標面積の変更は、五
十五年度の転作等実施計画
書の提出期限を最終期限に
微調整する。

③ 配分の形式は、農家別基
礎水田面積を付して自治会
別に配分する。この場合の
転作率は〇・一一〇〇六一
とする。

となつています。
なお、通年施行分について
は、事業及び事業費の確定後
に行うことにしています。

技術・流通などの
対策を強化

全水田面積の一・一に当る
百二十八ヘクタールの転作実施は、米
作を基幹とする本町農業にと
ってもさけて通れない問題で
あり、どうしても乗り越えら
なければならぬ難局でもあり
ます。

町では、こうした難局を打
開し、安定した複合経営の確
立を図るため、農業団体等と
も協議、検討し、「大豆」「す
いか」「かぼちゃ」「ニンニク
」「さやいんげん」「飼料作物」
混播牧草・青刈トモロコシ

「比内鶏」を重点作物にして
作付拡大を図る一方、その推
進に当たっては、これまでの転
作実施状況を顧みながら国
県制度の利活用と併せ、技術
普及、流通、価格、資金、経
営指導などの諸対策を強化、
専門的にかつ詳細な指導を行
うことにしています。

積極的転作で
難局を克服

目標を上回る転作等実施に
もかわらず、なお余り米を
生じる現実を見ると、今後
の農業情勢は一段と厳しいも
のになっていくと考えられま
す。しかも、第一期三年間は
固定の原則が崩れた背景を
考へてみると、五十六年から
実施される第二期の水田利用
再編対策面積は、増えること
はあっても減ることはなく、
極めて厳しい事態を迎えるこ
とが予想されています。

転作作物が定着し、安定し
た複合経営として軌道に乗る
までには、まだまだ解決しな
ければならない問題が数多く
残されているのも事実ですが、
こうした時こそ、指導者、生
産者がお互いに理解、協力し
合って積極的転作に取り組み、
この水田利用再編対策という
難局を克服しようとする姿勢
が必要でしょう。

無火災を祈り消防出初め式

69個人・2団体を表彰

新春恒例の町消防出初め式は一月六日、昨秋新築なった宿小体育館を会場に行われ、町消防団員、婦人消防隊員、東由利分署員、来賓など三百二十人余りが参加し、無火災と風水害などの災害防止への誓いを新たにしました。

今年、昨年に続く暖冬異変で雪のない新年を迎えましたが、当日は暦の上では小寒の入りとあって前日までの穏やかな天気とはうって変わ

り、朝から時折り吹雪混じりの降雪となり、集った団員も

ようやく出初め式らしい天候にキリリと顔を引き締めていました。

式は午前十時に始まり、開会のことばについて町長が体育館中央に設けられたくす玉を開放すると、無火災祈願と書かれた垂れ幕とともに五色のテープ、紙吹雪が舞い、参列者から一斉に拍手がわきおこり、会場の雰囲気を一層盛り上げました。

つづいて「君が代」斉唱、名誉統監の町長の観閲があり、さらに六十九個人と法内婦人



無火災の誓いも新たに名誉統監の町長の観閲を受ける

消防クラブ、袖山婦人消防クラブに表彰状及び感謝状が贈られました。このあと町長が、「……いつ起きるかわからない有事に対処するため、消防団員、婦人消防隊の皆様は、日頃から訓練に精励するとともに、町の防火防

災予防思想普及推進に努力してほしい……」と告辞、さらに、佐藤団長の訓示、町議会議長、由利福祉事務所長、本庄警察署長、本庄地区消防事務組合消防長らからお祝いと激励のことばがありました。

これに答えて、団員を代表して石渡副団長が、「……町民の生命、財産を守る消防精神のもと、幹部を中心に一致団結し、今後ますます精進します……」と力強く答辞を述べ、最後に全員で万歳を三唱して式を閉じました。

なお、受賞者の氏名等は次のとおり。(内は所属分団等)

- 【消防庁長官表彰】 ◎退職
団員 村上種次(元三) 小野米作(元三) 小松勉(元一) 小松勘太(元二) 佐藤二郎(元一) 渡辺新治郎(元一) 長谷山光(元一) 畠山乙美(元三)
- 【知事表彰】 ◎有功章 高沢己一郎(一) 佐々木善一郎(五) ◎25年勤続章 梅津栄一(五) 工藤俊雄(四) 小野清幸(五) ◎20年勤続章 石綿国雄(本) 鈴木博(五) 小野富弥(二) 長谷山憲一(一) 佐々木幸雄(五)
- 【県消防協会長表彰】 ◎功労章 佐藤盛一(三) 小野

清幸(五) ◎勤続章(15年以上) 遠藤優一(二) ◎精勤章(10年以上) 小松義嗣(二) 遠藤熊雄(四) 鈴木文一(五) 遠藤明夫(五) 遠藤敏正(五) 高橋悦矢(二) 小野菊栄(三)

【県知事感謝状(消防施設用地協力者)】 大庭時雄(舟木) 梅津二三雄(大琴) 小野実(下吹) 小松賢(石高)

【町長感謝状(退職団員)】 長谷山一恵(元五) 小野長光(元五)

【消防協会支部長表彰(消防協力団体)】 法内婦人消防クラブ 袖山婦人消防クラブ

【町長表彰】 ◎模範団員 横山玉一 畠山与一(以上一) 遠藤常雄 遠藤正輝(以上二) 小野幸夫(三) 太田久 阿部善孝 石渡豊和 遠藤忠平(以上四) 佐々木幸雄 高橋孝次 佐々木英徳(以上五)

【団長表彰】 ◎甲種精勤章 小野保(一) 工藤一郎 畑山喜広 小松久賢(以上二) 小笠原豊和 小松操一(以上四) ◎乙種精勤章 横山栄一 佐藤良一(以上一) 小松宣夫 遠藤幸雄 遠藤忠雄 畑山吉基 小松俊一 大場隆古関国雄 嶽石伊久雄 小松重文 小松正明 小松良徳(以上二) 佐藤周一(三) 遠藤憲一 小笠原慶悦 遠藤利美(以上四) 小野長一(五) (敬称略)

町長日記

2月11日の建国記念日の頃が一番雪が深い。旧暦の正月を迎える頃になると、そろそろ春の農耕期に心が向う。今年の季節労働の皆さんは776名で、大部分の人は雪の無い就労地で過ごしながらも、心は雪に埋もれたあの山あいの川の思いだろうと想像する。

は、国の農業政策の大きな柱である農村の生活環境を整備するものであって、本町は、十五億約七年間の全体計画がまとまって事業が採択される見込みである。釜坂地区とは横渡地区のことで、明年度から団体営で圃場整備が実施される。

旧臘、千葉の双葉電子工業を訪問した。約50名の皆さんで、季節就労は地元千葉以外は東由利だけという職場である。それだけに信頼性が高いということと見受けられた。居村にあつては日常合わせの顔であつても、時と場所が変わると、しみじみとした感慨で話をすることになる。各地で就労されておる皆さん、体を大事に頑張ってください。

・新沢農道は、これ迄町単事業として年々短区間を継続施工をして来たが、町の財政の関係もあり、全額国費事業の山村基幹農道整備事業に切り替えて羽後町間を改良開通させたい考えである。

1月29日に農林水産省構造改善局の開発課と整備課に陳情。55年度の土地改良関係の新規事業の予定は、1、農村総合整備モデル事業の初年度事業
2、釜坂地区の圃場整備
3、高村農道の新規着工
4、新沢農道の新規着工
5、津沢農道の新規着工
以上である。

・農村総合整備モデル事業
今、町では予算編成中ですが、国の健全財政の方針による交付税の伸びの不足等から財源不足が目立っている。不要不急を整理してバランスのとれた編成に努力をしております。

町県民税の申告相談は次の日程で

税金の申告相談が次の日程で行われます。
申告書は、町県民税等の賦課資料となる大事なものです。
昭和54年中の収入明細や支払証明書等を準備し、正しい申告をしましょう。
出かせぎ者や会社員等で勤務先から源泉徴収票を交付されている方は、確定申告をすることによって、納め過ぎた所得税が還付されることもあります。

区 分			午 前 (9時～12時)		午 後 (1時～4時)	
月	日	曜	相 談 部 落 等	会 場	相 談 部 落 等	会 場
2	6	水			確定申告説明会	開発センター
	14	木	向田、智著鶴(松台除く) 泡の淵、松台	向田部落会館 泡の淵部落会館	葎沢、黒淵、地下ノ沢	八塩館
	15	金	田代、石高	住吉会館	高戸屋、下小屋、時雨山	住吉会館
	16	土	新沢 松柴	部落会館 〃	須郷田 板戸	部落会館 〃
	18	月	家の下、宇戸板、下小路、館西	農協 玉米支所	八日町、五海保、山崎、久保	農協 玉米支所
	19	火	確定申告相談	役 場	確定申告相談	役 場
	20	水	同	上	島、宮ノ前、湯出野、茂沢	役 場
	21	木	下通、寺田、上里	役 場	新町、横小路、上通、中通	役 場
	22	金	館合新田 横渡、岩館	部落会館 大蔵館	館合新田 蔵、蔵新田	部落会館 大蔵館
	23	土	大台 黒沢 高村	大台分校 会 館 高村分校		
	25	月	小倉 野田、新処	部落会館 克雪センター	中の沢 十二ノ前、桂台	小倉会館 克雪センター
	26	火	祝沢 大吹川 高屋	部落会館 〃 〃	須郷 土場沢	自治会長宅 部落会館
	27	水	袖山 宿 沼	〃 〃 沼分校	下吹 宿 杉森	〃 〃 自治会長宅
	28	木	舟木 大琴上、中	部落会館 〃	畑村、奥ヶ沢 大琴下	舟木会館 会 館
	29	金	確定申告相談	役 場	確定申告相談	役 場
3	3	月	三税共同申告相談	開発センター	午前中に同じ	

※申告書は2月上旬に配布します。申告期限は3月15日です。

工藤氏に自治大臣感謝状

公正な選挙管理執行



感謝状を手に喜びの工藤さん

町選挙管理委員長の工藤武雄さん(64歳、山崎)は、先頃、選挙制度九十周年にあたり、選挙功労者として、八月に選挙管理委員に就任、五十一年九月からは同委員長として現在に至り、この間、十八年にわたる長い間、恒に公正な選挙の管理執行及び啓発事務に精励されてこられた功績が認められたものです。

感謝状を手にした工藤さんは、「…個人としては東由利で初めてのことに聞き大変うれしい。これも皆、関係者のお力添えがあったからと感謝している…」と喜びを語り、選挙執行に当たっては、「…権利を捨てることなく全員が投票に参加してほしい。また、違反のない明るいきれいな選挙を望んでいる…」と話していました。

所得税・贈与税の申告が始まる

贈与税の申告は二月一日から、所得税の確定申告は二月十六日からそれぞれ受け付けが始まり、どちらも三月十五日が期限です。期限間近になりますと税務署は大変混雑します。申告はできるだけ早く済ませるようにしましょう。

なお、サラリーマンなどで雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などの還付を受けるための申告は、一月からすでに受け付けています。計算の仕方や申告書の書き

方などでわからないときは、説明会や申告相談、税務署などでお尋ねください。

人権擁護委員に

阿部・小野・八嶋の三氏

任期満了および欠員中の後任人権擁護委員に、昭和五十四年十二月十五日付で、本町では次の方々が法務大臣より委嘱されました。

- 阿部寅静氏(65歳、蔵)
- 小野廣志氏(77歳、宿)
- 八嶋与四三氏(63歳、家の下)

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかわからなくてお悩みの方は、気軽に相談ください。相談は無料で、むずかしい手続きもいりませんし、相談内容についてはかたく秘密を守りますから、心配はいりません。

伸司君が二位

防犯ポスターコンクール
老方小学校五年の小松伸司君は、秋田県防犯組合連合会(佐々木喜久治会長)主催の昭和五十四年度防犯ポスターコンクール・小学校の部において二位に入選し、このほど賞状並びに記念品が贈られました。

スリップ事故に注意

安全運転を

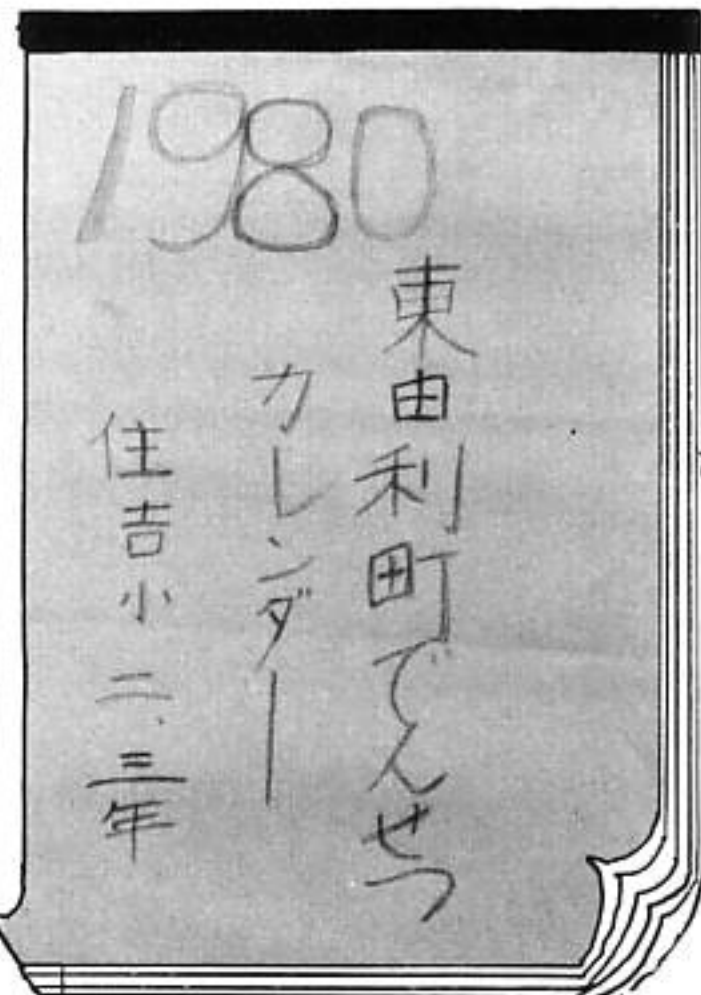


昭和55年はサル(申)どし。

サルという言葉は「去る」「サルまね」「サル知恵」「サル芝居」などといった調子で、どうもあまりいい意味では使われていないようですし、また、サルカニ合戦でも悪役です。

でもサルを魔よけ、安産、子育て、盗難よけの守り神としている地方もあります。映画の寅さんシリーズで有名になった東京・柴又帝釈天の門前で売っているハジキザルをはじめ、各地にサルをかたどったおもちゃがあるのも、もとはといえはお守りだったものが多いようです。

この前のサルどし、昭和43年ごろは観光ブームで、各地で競って野性のサルを餌づけして観光資源にしはじめていました。ところが、最近では、野性動物の餌づけは自然保護に反するという説が盛んになり、またサルのいたずらも問題になっていきます。人間さまの都合にふり回されるサルの方こそ、いい迷惑とされているかも。



町の伝説をカレンダーに

住吉小2・3年の児童が作成

住吉小学校の二三年生(十八名)の児童たちは、町内で古くから語り継がれてきた十二の伝説を、木版画・紙版画刷りにしたユニークな「1980年・東由利町伝説カレンダー」を作り、関係者の好評を得ています。

このカレンダー、縦五十五センチ、横三十九・五センチ、下半分には伝説と七曜表、上半分にはその伝説を子供たちが感じたままに表した絵が、刷られています。

伝説は、担任の畑山栄子先生が話して聞かせ、子供たちはそれをもとに、ひと月別にそれぞれ版を作ったものです。出来上がったカレンダーを手にして畑山先生は、「子供



たちには大変好評で、近い所は実際に見に行ったりした。むかし話や伝説といったものには無関心といわれる現代っ子だが、カレンダーの作成によって、多少なりともこうしたことに興味を持ち始めたようで、古里を理解し、愛する心が大きく育つことを期待している。春になったら、他地区の「伝説の地」へ皆さんでサイクリングに行こうと、今から楽しみにしている…」と話していました。



宿小にケーキ・学用品・本

秋田陸上自衛隊が贈る

【プレゼントを持って訪れた自衛官と喜びの大台分校児童】



去る12月26日、秋田陸上自衛隊の4隊員が本町宿小大台分校を訪れ、同分校で学ぶ阿部真理子・恭子さん姉妹、猪股冬樹君にそれぞれデコレーションケーキ2つ、学用品、本を贈り、元気で頑張っていると激励しました。

同隊では、毎年各市町村の福祉施設等を訪れ、入所者等を見舞っているものです。

この日訪れた隊員の中には、本町須郷田出身の小野康雄君(21歳)、田代出身の長谷山博昭君(19歳)もあり、同じ町出身のお兄さんとして、冬の寒さにも負けずに元気で頑張っていると声をかけていました。

思わぬプレゼントを手にした子供たちは、「……大きなケーキをありがとうございました。頂いた鉛筆や消しゴムで一生懸命勉強します……」と喜んでいました。

住民の「和」と体力、づくりに

大琴自治会で家庭バレーボール大会

【迷プレー、珍プレーが飛び出しながらも熱の入った好ゲームを展開】



宿小新築落成を記念して、自治会住民お互いの体力づくりと一層の親睦を深めようと、大琴自治会では1月7日、宿小体育館を会場に「大琴自治会家庭バレーボール大会・第1回大日向杯争奪戦」を開きました。

大会には、自治会内91戸の全戸から、選手、応援者合わせて250人余りが参加、5チームに別れ、初の優勝カップは我チームの手にとそれぞれ熱の入った好ゲームを繰り広げました。

選手の中には、この日初めてボールに触ったという人もいて、時折り迷プレー、珍プレーが飛び出して応援団の笑いを誘うなど、和気あいあいムードの中で、楽しい初春の1日を過ごしました。

省エネルギー

は第五の純国産エネルギー

省エネルギーは、五番目のエネルギー源——といわれます。石油・石炭、天然ガス、原子力に次ぐ「第五のエネルギー」というわけですが、石油の九八・八割を輸入に頼るわが国にとって、省エネルギーは単なる「節約」とどまらず、国民一人ひとりが生み出す「第五の純国産エネルギー」なのです。

いま、国をあげて五つの石油消費節減に努力していることはみなさんご存じの通りですが、折から暖房用の灯油の

10の提案
家庭の冬の省エネルギー対策

家庭で使うエネルギーのうち、冬季の暖房用のエネルギーは、約四割を占めるといわれており、それだけに冬の省エネルギー対策は非常に重要です。

水は、私達が毎日使っている飲料水などの生活用水ばかりでなく、産業や都市活動のうえでも欠くことのできない貴重な資源です。

川をきれいに

子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会

河川の水質汚濁が進むと、私達の暮らしを支えている用水として利用出来なくなるばかりでなく、その影響は多方面に及びます。

推進閣僚会議で、次のような「家庭の冬の省エネルギー対策——10の提案」が了承されています。

- 1、室温は十八度に調節を!
- 2、部屋の保温の心掛けを!
- 3、暖房機器の置き場所に工夫を!
- 4、適切な暖房機器の選択を!
- 5、暖房機器のお手入れを!
- 6、電気こたつの上手な使用を!
- 7、電気毛布の強弱に御注意を!
- 8、太陽の恵みを!
- 9、湯沸器の使い方に工夫を!
- 10、住宅に断熱材の使用を!

水質汚濁の対策としては、工場排水の規制、下水道整備、監視体制の強化等があります。水質汚濁に係る行政機関は数多くあり、お互いに連絡を取り合って効率的な水質汚濁対策がとれるよう「子吉川水系水質汚濁対策連絡協議会」がつくられ、建設省、通産省、秋田県、及び沿川市町村が参

加し活動しています。川を汚すことは、私達の生活に重大な影響を与えますので、皆さんも川をきれいにすることに御協力願います。なお、川の異状にお気付きの時は役場、保健所、土木事務所、建設省などに連絡してください。

昭和54年度第4次
2等陸・海・空士

自衛官募集中

・募集期間

昭和55年1月1日から
昭和55年3月31日まで
(ただし、日曜、祝日を除く)

・試験期日

募集期間に同じ
※ 詳しいことは、役場住民課、住民厚生係、又は自衛隊秋田地方連絡部本荘募集事務所(電話01842-2-3479)へ

秋田県内の最低賃金

秋田県内の事業場及び労働者に適用される最低賃金は次のとおりです。すべての事業主はこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない労働者を使用することができません。もし違反した場合は最低賃金法により罰せられますので、必ず守って下さい。

件名 (適用範囲の特例)	最低賃金額	効力発生 年月日
秋田県最低賃金	1日 2,376円 (1時間 297円)	54.10.18
産 食料品製造業	1日 2,662円 (1時間 333円) ただし、雇入れ後6月未満の者については 1日 2,464円 (1時間 308円)	54.12.30
業 繊維産業	1日 2,547円 (1時間 319円) ただし、雇入れ後6月未満の技能習得中の者については 1日 2,403円 (1時間 301円)	55.1.4
別 木材・木製品・家具・装備品製造業	1日 2,780円 (1時間 348円) ただし、雇入れ後6月未満の技能習得中の者については 1日 2,528円 (1時間 316円)	54.12.26
最低 出版・印刷・同 業 関連産業 (速記・筆耕・複 写業を含む。)	1日 2,671円 (1時間 334円) ただし、雇入れ後6月未満の技能習得中の者については 1日 2,445円 (1時間 306円)	55.1.25
賃 機械・金属製品等 製造業及び自動車 修理工業、か じ業を含む。)	1日 2,804円 (1時間 351円) ただし、①雇入れ後6月未満の技能習得中の者 ②電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上に おいて行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務 に主として従事する者については 1日 2,512円 (1時間 314円)	55.1.4
金 卸売業・小売業 (飲食店を除く。)	① 卸売業・自動車小売業 1日 2,800円 (1時間 350円) ② 小売業 1日 2,625円 (1時間 329円)	54.12.26
全国金属鉱業等	1日 4,150円(坑内労働者のみ(坑内組夫を含む))	54.2.15

1 最低賃金額欄の1時間当たりの金額は、時間給の定めをした時間給労働者についてのみ適用されます。
最低賃金について、不明の点があるときは、本荘労働基準監督署 (TEL 01842-2-4124) 又は秋田労働基準局賃金課 (TEL 0188-62-6681) におたずね下さい。

電話異動のお知らせ

東由利電報電話局

加入者名	電話番号	設置場所	異動種類
柴田イネヨ (旅館)	3 6 1 8	蔵	新設 (ピンク)
畠 山 清	3 8 1 5	舟 打 場	新設
渡辺恵子 (理髪)	3 6 1 5	下 小 路	新設 (ピンク)
阿 部 重 二	2 1 4 0	〃	新設
海沼吉栄 (司法書士)	3 0 0 8	中 通	〃
阿 部 孝 一	3 8 7 2	十二の前	承継
佐 藤 昇	2 8 2 4	時 雨 山	〃
横 山 富 男	3 8 0 3	向 田	〃 (改番)
遠 藤 正 男	3 9 7 9	野 田	承継
遠 藤 ツルヨ	3 4 6 5	宿	〃
小 野 ミドリ	3 8 8 9	高 屋	〃
遠 藤 三代治	3 7 5 3	小 倉	〃
長谷山 文	2 2 5 1	向 田	転出
長谷山 万	2 0 9 7	石 高	〃
佐 藤 徳 蔵	2 7 6 0	大 吹 川	〃
小 松 又 三	2 1 5 7	下 小 路	〃
工 藤 惣一郎	3 4 8 4	中 の 沢	〃
佐 藤 秋 男	2 4 9 5	下 小 路	譲受
山 本 ヨ リ	3 3 3 7	新 町	〃
遠藤直記 (集落農場)	3 8 0 5	小 倉	〃 (改番)
小 松 豊	3 4 1 0	高 戸 屋	〃 (〃)
畠 山 清	2 8 2 1	舟 打 場	廃止 (赤)
小 松 菊 男	3 8 1 3	家 の 下	改番
遠 藤 重 雄	3 8 1 6	〃	〃

(55年1月18日現在)

老齢年金の現況届

提出時期が変わります

国民年金の老齢年金を受け
ておられる皆さんに毎年、現
況届の用紙を送っています。

これは、皆さんに大切な年金
を間違いなく受け取っていた
だくため、どうしても必要な
書類です。

この届は、従来、皆さんか
ら二月十五日までに提出して
頂きましたが、今年の四月か
ら提出時期を変えることにし
ました。

このため、四月以降に生ま
れた方は、本人の生まれ月の
末日までに提出して頂くこと

になります。ただし、一月か
ら三月までに生まれた方は、
今年だけ、二月十五日までに
提出してください。

農林業センサスに協力を

二月一日現在で調査

一九八〇年世界農林業セン
サスが、二月一日現在で全国
一斉に行われます。

このセンサスは、わが国の
農林業がどのように変貌しつ
つあるかを総合的に把握し、
今後の農林行政に必要な基礎

資料を整備するとともに、「経
済統計に関する国際条約」に
基づき、国際連合食糧農業機
関 (FAO) が十年に一度提
唱する「世界農林業センサス計
画」に参加して農林業の国際
比較に必要な統計を作成し、

国際協力に役立てることを目
的とする重要な調査です。

期間中に調査員が、それぞ
れ担当する区域の農林家を訪
問して、いろいろご質問しま
すのでご協力をお願いします。

危険物取扱者の 保安講習会実施

消防法第十三条の五の規定
に基づき、危険物の取扱作業
に従事する危険物取扱者に対
し、次により保安講習会が実
施されますので、該当者は早
目に申し込んでください。

一、講習の期日及び場所
・三月七日(金) 九時三十分
・本荘由利広域市町村圏組合

広域行政センター(本荘市
出戸町字尾崎十七)

二、受付期間
二月一日から二月九日まで

三、受付場所
本荘地区消防事務組合消防
本部

四、受講料
一、六〇〇円(秋田県証紙)

五、その他
受講案内、受講に必要な提
出書類は、消防本部、各分
署に準備してあります。

電報料金請求書 カタカナ書きに 本荘電報電話局

電報電話局では、昭和五十

五年二月分請求書から電報電
話料金をコンピュータで計
算することになりました。

これに伴ない、請求書・領
収書の様式が一部変更になり、
名前、住所がこれまでの漢字
からカタカナ書きになります。

なお、通話料の計算期間、
支払期限(毎月二十日)は変
わりません。

お詫びと訂正

一月一日発行二九八号の五
ページの「(東由利町消防団
員の定員……条例の一部を改
正)」の記事中、「報酬月額
は……」となっていました。
「報酬月額……」の誤りで
した。

お詫びして訂正します。

町民のひろば



町の概要

人口総数	6,393	人
うち男	3,136	人
うち女	3,257	人
世帯数	1,459	戸
面積	148.51	km ²
	(55.1.1)	

世代をこえてふれ合う心

伝承される遊びを親子で

伝承される遊びを親子で
共同でつくり、遊ぶ中で、世
代をこえてふれ合う心を養う
とともに、移りゆく生活のあ
り方を学ぼう——と、町教育
委員会と公民館では一月六日、
町開発センターを会場に「親
子雪つ子のつどい」を開きま
した。
つどいには、町内の小学校



「もちせんべい焼き」…おいしそうなおいが鼻をくすぐる

三年生から六年生までの親子
五十名余りが参加、竹とんぼ
やお手玉を作り、遊ぶととも
に、もちせんべい焼きやあず
き汁などをして楽しい一日を
過ごしました。

特に「もちせんべい焼き」
は、子供たちにとって人気の
的。見るのも初めてという子
がほとんどで、こんがり焼け
るおいしそうなおいが鼻を
くすぐると、思わず「つば」
をのみこみ、焼きあがるのが
待ち遠しうに赤く燃えるコ
ンロの回りを囲んでいました。
失われたつとあるといわれる
古くからの伝統的遊びを通じ
て得た親子の心の触れ合い
は、テレビっ子と言われる現
代の子にとっても、暖かな「古
里の心」として、その小さな
胸の中にしっかりと刻み込ま
れたようでした。

社福だより

香典返しとして、故小野静
雄氏のご遺族（下吹、小野忠
一さん）より二万円、故伊東

善意

宿小にクリスマス
プレゼント
大琴の佐々木君三さん
は、去る十二月二十四日
の子供たちのクリスマス
パーティーに金五千元を寄
附し、喜ばれました。



けんかは子供に
つきものです。
なかでも、兄弟
げんかは毎日のこ
とで、子供にとつては生活
の一部といってもよいでし
ょう。子供はけんかをしな
がら成長する——といえな
くありません。

兄弟げんか

ですから、人に
よつては、けがさ
えしなれば、あ
るいは物をこわさなければ、
ある程度まではムリに止め
ないでそのままにしておく、
という方もいるようです。
とはいえ、親にしてみれ
ば、目の前のけんかがエス
カレートしてくると、放つ
ておくわけにもいかなくな
る。

成長の「心の糧」

同時に、相手に対する思い
やりの心も育っていきます。
いろいろな意味で、子供に
とつてけんかは、対人関係
を学習する機会であり、社
会性を身につけていくため
の「教材」といえます。つ
まり、仲よくつき合う方法
を覚え、自分を反
省することを知り、
成長への「心の糧」
となっていくので
す。

ですから、けんかの「収
拾」にあたっては、一方的
にしかつて止めさせたりす
るのではなく、お母さんはけ
んかの意味をよく考えてあ
げてください。

幸吉氏のご遺族（横渡、伊東
幸助さん）より三万円、故小
松トミエさんのご遺族（中通
小松正之助さん）より五万円、
故今野儀工門氏のご遺族（新
町、今野秀和さん）より五万
円が届けられました。

から、同支所を訪れたお客さ
んが寄付してくれたおつりな
どを貯めたお金二千七百七十円、
大琴の佐々木君三さんから千
三百円、がそれぞれ寄せられ
ました。



12月21日～1月20日



誕生
おめでとう

横山亜由子 向田 玉一 二女
佐藤冬樹 黒瀬 君栄 長男
佐藤幸治 祝沢 忠 三男
小松佳央 田代 佳和 長男

・お悔み申し上げます

小松トミエ	中通	81歳
今野儀工門	新町	55歳
小野 久輝	須郷田	80歳
畠山 春吉	寺田	66歳
小松 徳治	須郷田	69歳
小松 幸作	松柴	54歳
石渡マズミ	蔵新田	61歳



結婚
おしあわせに

小野 長 清
佐藤 美代子
館倉新田
大 琴

遠藤鋼大 新町 輝男 長男